

## 経営体育成交付金目標達成状況報告書

都道府県名	群馬県
-------	-----

承認年度	市町村名	地区名	都道府県の点検（評価）における所見（評価）及び指導内容
22	伊勢崎市	なわ 名和	農事組合法人柴町の経営面積の拡大が未達成。定年退職者を雇い入れるなどし、構成員の増員を図り、着実に目標に近づいている。昨年に引き続き、活動地域の借り受け可能性のある農地のリストアップするなど規模拡大に向けた情報収集に努め、農地中間管理機構の活用等を指導した。
22	みなかみ町	すかわ 須川・あらまき 新巻	須川平生産組合の経営面積拡大が未達成。借り受け可能性のある農地をリストアップしていたが、条件が整わず目標には至らなかった。今後も引き続き目標達成に向けて、農地情報の収集に努めるようみなかみ町へ指導した。

（注）1 都道府県知事は、本様式を地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）へ報告する際、計画主体から提出された報告書に添付するものとする。

2 成果目標等が未達成であり、計画主体等に対して指導を行った地区の場合は、所見（評価）と合わせて指導内容を記入し、目標等が達成している地区の場合は「－」を記入する。

3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。

## 経営体育成支援事業目標達成状況報告書(市町村)

都道府県名	群馬県
-------	-----

承認年度	市町村名	地区名	都道府県の点検（評価）における所見（評価）及び指導内容
25	川場村	川場	経営規模の拡大は概ね達成しているが、農業経営の法人化が未達成であるため、速やかに法人化へ移行するよう川場村へ指導した。

- (注) 1 都道府県知事は、本様式を地方農政局長へ報告する際、事業実施主体から提出された報告書に添付するものとする。
- 2 成果目標等が未達成であり、事業実施主体に対して指導を行った地区の場合は、所見(評価)と合わせて指導内容を記入し、目標等が達成している地区の場合は「―」を記入する。  
なお、目標年度において目標を達成していない場合は、事業実施主体に対する指導内容等の記載を必須とする。
- 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。

## 経営体育成支援事業目標達成状況報告書(市町村)

都道府県名	群馬県
-------	-----

承認年度	市町村名	地区名	都道府県の点検（評価）における所見（評価）及び指導内容
26	高崎市	群馬	農地中間管理機構を活用するほか、借り入れ可能な農地をリストアップするなど、具体的な支援を行うように指導した。
26	富岡市	七日市・黒川	高付加価値化は新品種の導入や販売単価の上昇が達成されている。 一方で、経営コストの縮減は、直挿しの導入試験を実施しているものの、製品の量産には至らなかった。普及センターの指導により、直挿し育苗の技術的な向上を図り、コスト削減を行うよう指導した。

- (注) 1 都道府県知事は、本様式を地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）へ報告する際、事業実施主体から提出された報告書に添付するものとする。
- 2 成果目標等が未達成であり、事業実施主体に対して指導を行った地区の場合は、所見（評価）と合わせて指導内容を記入し、目標等が達成している地区の場合は「一」を記入する。
- 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。

平成27年度(26年度・本省越)経営体育成支援事業目標達成状況報告書(市町村)

都道府県名	群馬県
-------	-----

承認年度	市町村名	地区名	都道府県の点検(評価)における所見(評価)及び指導内容
26年度 本省越	伊勢崎市	境	—
26年度 本省越	玉村町	玉村	経営面積拡大について、一部の経営体において未達成であった。同地域の借り受けが可能な農地のリストアップを指導した。
26年度 本省越	高崎市	高崎地域佐野	—
26年度 本省越	明和町	南大島	—

- (注) 1 都道府県知事は、本様式を地方農政局長へ報告する際、事業実施主体から提出された報告書に添付するものとする。
- 2 成果目標等が未達成であり、事業実施主体に対して指導を行った地区の場合は、所見(評価)と合わせて指導内容を記入し、目標等が達成している地区の場合は「—」を記入する。  
なお、目標年度において目標を達成していない場合は、事業実施主体に対する指導内容等の記載を必須とする。
- 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。

平成27年度(27年度当初)経営体育成支援事業目標達成状況報告書(市町村)

都道府県名	群馬県
-------	-----

承認年度	市町村名	地区名	都道府県の点検(評価)における所見(評価)及び指導内容
27当初	長野原町	応桑・北軽井沢	—
27当初	高山村	高山村	—
27当初	明和町	田島	—

- (注) 1 都道府県知事は、本様式を地方農政局長へ報告する際、事業実施主体から提出された報告書に添付するものとする。
- 2 成果目標等が未達成であり、事業実施主体に対して指導を行った地区の場合は、所見(評価)と合わせて指導内容を記入し、目標等が達成している地区の場合は「—」を記入する。  
 なお、目標年度において目標を達成していない場合は、事業実施主体に対する指導内容等の記載を必須とする。
- 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。